

(第一類 第十四号)

衆議院二百八回議會予算委員會

令和四年二月二日(水曜日)

出席委員

理事	今枝宗一郎君	理事	島尻安伊子君
理事	谷公一君	理事	西村康穎君
理事	葉梨康弘君	理事	大串博志君
理事	重徳和彦君	理事	浦野靖人君
理事	稻津久君		

吉田とも代君	伊佐 進一君
國重	與水 恵一君
中川 宏昌君	吉田久美子君
斎藤レッジス君	古川 元久君
笠井 亮君	宮本 徹君
緒方林太郎君	福島 伸享君
内閣總理大臣	岸田 文雄君
法務大臣	古川 藩久君
外務大臣	林 芳正君

政府参考人	内閣府政策統括官	笹川
政府参考人	(内閣府)地方分権改革推進室長	武君
政府参考人	内閣府男女共同参画局長	林 伴子君
政府参考人	(内閣府)経済社会総合研究所次長	増島 稔君
政府参考人	内閣府地方創生推進事務局審議官	黒田 昌義君
政府参考人	内閣府参考人	吉川

政府参考人	織田
官	央君
經濟產業省大臣官房審議、蓮井	智哉君
政府参考人	木原 晋一君
政府参考人	藤木 俊光君
（經濟產業省製造產業局長）	
政府参考人	茂木 正君
（資源工業部）	
長	
ルギー・新工ネルギー部	
資源工業部	
定光	
裕樹君	
政府参考人	
（資源工業部）	
林野厅次長	

岩屋	石村
奥野	葛君
田中	信亮君
金田	勝年君
北村	誠吾君
小森	卓郎君
日向	勝信君
佐野	偉民君
鷲岡	亀岡
大林	茂樹君
後藤	田正純君

厚生労働大臣	岸 信夫君
農林水産大臣	萩生田光一君
経済産業大臣	齊藤 鉄夫君
国土交通大臣	後藤 茂之君
防衛大臣	金子原二郎君
國務大臣	岸 信夫君

政府参考人	公正正取引委員会事務総局 経済取引局取引部長	岩成 博夫君
政府参考人	デジタル庁統括官	村上 敏亮君
政府参考人	(デジタル庁審議官)	山本 和徳君
政府参考人		

燃料部長	政府参考人
中小企業庁事業環境部長	飯田 健太君
政府参考人	佐々木啓介君
中小企業庁経営支援部長	佐々木啓介君
政府参考人	高田 陽介君
(国土交通省大臣官房政策立案室総括審議官)	宇野 善昌君
政府参考人	宇野 善昌君
国土交通省都市局長	宇野 善昌君

土屋	平沢	品子君	
古屋		勝栄君	
宮崎	圭司君		
鶴尾英一郎君	政久君		
荒井豪君			
			中谷
		堀井	吉川
			真一君
石川	渡辺	山本	康君
		有二君	
		学君	
香織君	博道君		

國務大臣
（経済再生担当）
新しい資本主義担当
（新型コロナ対策、健康危機管理担当）
山際大志郎君

政府参考人	稻岡 伸哉君
（總務省自治稅務局長）	
政府參考人	
法務省民事局長）	
政府參考人	
（出入國在留管理廳次長）	
政府參考人	
（文部省斗爭省等中等教育司 司長）	
政府參考人	
（文部省斗爭省等中等教育司 司長）	
西山 金子 修君	
卓爾君 美志吉	

政府参考人	神ノ田昌博君
(環境省大臣官房環境保健部長)	
参考人	
防衛省大臣官房衛生監	
参考人	
(日本銀行総裁)	
予算委員会専門員	
小池 章子君	鈴木 健彦君
黒田 東彦君	

源氏記	大郎君	階	猛君	堤	かぬ君	近藤	和也君
徳永	久志君	本庄	知史君	長妻	昭君	道下	大樹君
湯原	俊二君	池下	卓君	足立	康史君	市村浩	一郎君
岩谷	良平君	堀場	幸子君	早坂	敦君	剛正君	

財務副大臣	岡本 三成君
内閣府大臣政務官	宗清 皇一君
政府特別輔佐人	古谷 一之君
(公正取引委員会委員長)	川上恭一郎君
政府参考人 (内閣官房内閣参考官)	吉岡 秀弥君
政府参考人 (内閣府規制改革推進室次 長)	長谷川 勝一郎君

政府參考人	增子 宏君
文部科學省高等教育局長	
政府参考人	
厚生労働省医政局長	
政府参考人	
厚生労働省健康局長	
政府参考人	
厚生労働省保険局長	
佐原 康之君	
濱谷 浩樹君	

の異動
二日
任
青山 周平君
今村 雅弘君
石屋 穏君
補欠選任
小森 早郎君
古川 康君
武井 俊輔君

第一類第十四号 予算委員会議録第八号 令和四年二月二日

○根本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

この際、階猛君から関連質疑の申出があります。

長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨日、高松高裁で、昨年の衆議院総選挙の一票の格差が二・〇八倍になつてあるといふことが違憲状態だという判決が出ました。一票の格差とは、小選挙区ごとに有権者が何人いるかを基準にして考えるわけです。有権者が少ないほど、自分の一票で選挙結果を左右する可能性が高まるために、一票の価値は重くなります。逆に、多いほど一票の価値は軽くなります。ですので、從来から、有権者の数が違い過ぎると投票価値の平等が保たれなくなるとして、これまでも違憲状態という判断が出てきました。

ちなみに、今日、私の隣におられる湯原俊二代議士の地元の鳥取県、こちらが全国で最も一票の価値が重い選挙区を抱えている地域です。一方、東京などでは投票価値が軽いということになっています。

こうした一票の格差を是正するために、國勢調査が行われるたびに、都道府県ごとの定数分配が見直されました。現在、選挙制度区割り審議会というところで、選挙区を十増十減する案が議論されています。

都市部に議席が集中することがないのだろうかという問題意識は私もかねがね持つておりますが、国会で決めたルールに基づく見直しである以上、今回はこれに従うのが筋だと思います。国会の権威を守るべき衆議院議長がこの見直しに異を唱えるのは、天に唾をするようなものだと思ってます。むしろ、一票の格差が拡大する背景にあります。地方の人口流出と都市部への人口集中、そして、その結果生じる国全体の人口減少という、日本が抱える構造的な問題を解決することに国会は

精力を尽くすべきです。

そのような見地から、今日はまず、デジタル田園都市構想を掲げた岸田総理に、地方の活性化策について伺いたいと思います。

一つ目のパネルを御覧ください。

こちらは、被災三県の年齢別の転入転出超過数、日本人の転入転出超過数を見たものです。要は、人口の社会減少、これを示すものであります。

震災後の一周年間で、被災三県では、年平均一万二千三百七十二人の減少、累計では十三万六千九十人の減少、そのうち八五%が二十四歳以下の若者です。ちなみに、六十五歳以上は、このグラフで見ると横ばいですが、当然ながら、亡くなられる方がたくさんいらっしゃり、自然減少となっています。

二十五歳から六十四歳の現役世代は、復興事業がピークアウトした二〇一六年以降、マイナスが続いています。

被災地では、復興事業によって道路や防潮堤、公共施設などのインフラ整備は進みましたが、そこに住む人がいなくなれば宝の持ち腐れです。今

おられます。二十五歳から六十四歳の現役世代は、復興事業がピークアウトした二〇一六年以降、マイナスが続いています。

被災地では、復興事業によって道路や防潮堤、公共施設などのインフラ整備は進みましたが、そこ

に住む人がいなくなれば宝の持ち腐れです。今

おられます。二十五歳から六十四歳の現役世代は、復興事業がピークアウトした二〇一六年以降、マイナスが続いています。

分配することによって新たな需要を生み、次の成長につなげていく、こうした全体の流れの中で、人への投資、大変重要だということを申し上げてあります。

私の言っている人への投資は、こうした経済のシステムの中で、好循環を生み出すために必要な要素として申し上げているところであります。

○階委員 人への投資が何を含むのか、そして人の投資の外延は何なのか、全くはつきりしません。

ところが、総理は施政方針演説で、この人への投資を早期に少なくとも倍増するということを述べられているわけです。倍増するとおっしゃっておられる方がたくさんいらっしゃり、自然減少となつていています。

被災地では、復興事業によって道路や防潮堤、公共施設などのインフラ整備は進みましたが、そこ

に住む人がいなくなれば宝の持ち腐れです。今

おられます。二十五歳から六十四歳の現役世代は、復興事業がピークアウトした二〇一六年以降、マイナスが続いています。

被災地では、復興事業によって道路や防潮堤、公共施設などのインフラ整備は進みましたが、そこ

に住む人がいなくなれば宝の持ち腐れです。今

外国人に比べて我が国人への投資が少ないと申し上げたわけですが、これは、具体的にはオフJTの研修費用など、企業におけるこうした費用が諸外国に比べて低くなっている、そしてそれが低下傾向にある、そういうことを問題意識として挙げています。ですから、オフJTの研修費用等の数字、これは調べれば示すことができると思いま

す。

今手元に、にわかにこの数字までは持つておりませんが、この数字等において我が国人への投

資がどういう状況にあるのか、こういったことはお示しできると思っています。

○階委員 驚きました。総理が施政方針演説で倍増としっかりおっしゃったから私は聞いているわ

けで、これは基本的なことで、ここから話を始められるんであれば、今現在幾らなのか、それをお答えいただけますか。

○岸田内閣総理大臣 人への投資、これは、今申し上げたように、経済の循環の中で、労働の移動

あるいは人材育成、そういった観点から投入され

る政府としての取組でありますので、数量的にこ

れを幾らなのかと申し上げることは、それは不可

能であると思っています。それを成果として、所

得を引き上げるという形で、人への投資を目にする

形にしようということを申し上げているわけ

であります。

是非、この人への投資の重要性、先ほど申し上

げたように、成長の果実を分配していく、その際

に、人への投資、これは、コストではなくして次

の成長につながるものであると位置づけて投資を

行う、そして、一つの目に見える形として、所得

という形で示す、そういうことを申し上げていま

す。そして、人への投資の定義とは何かということ

であります、これはまさに、御説明申し上げて

いる、経済モデルの中での人への投資の位置づ

け、これが示してくるんだと思っていています。人へ

の大変重要なことを思っています。

そして、人への投資の定義とは何かということ

であります、これはまさに、御説明申し上げて

いる、経済モデルの中での人への投資の位置づ

け、これが示してくるんだと思っていています。人へ

の大変重要なことを思っています。

○岸田内閣総理大臣 人への投資が幾らなのか、

先ほど言つた数字もありますし、また、施策の中

で、人への投資の施策パッケージ、三年間で四千

億の施策パッケージ等を用意している、こういっ

た数字を示して、現状について、そしてこれから

についてお示しすることはできると思います。そ

ういったことをしっかりと示した上で、具体的な質

問をいつまでにできるのかという質問であります。

それをいつまでにできるのかといふことをお示し

するわけあります。

○階委員 私の質問はデジタルに聞いているんで

すよ。アナログで答えないでください。

人への投資を早期に倍増とおっしゃっているわ

けだから、当然今の金額を把握した上で、これで

は足りないから倍増と言つていいでないですか。

それをおいつまでにできるのかといふことをお

示し申します。それをおいつまでにできるのかといふことをお示し申します。

それがいつまでにできるのかといふことをお示し

申します。それをおいつまでにできるのかといふことをお示し申します。

それがいつまでにできるのかといふことをお示し

申します。それをおいつまでにできるのかといふことをお示し申します。

それがいつまでにできるのかといふことをお示し

申します。それをおいつまでにできるのかといふことをお示し申します。

それがいつまでにできるのかといふことをお示し

申します。それをおいつまでにできるのかといふことをお示し申します。

それがいつまでにできるのかといふことをお示し

申します。それをおいつまでにできるのかといふことをお示し申します。

それがいつまでにできるのかといふことをお示し

申します。それをおいつまでにできるのかといふことをお示し申します。

それがいつまでにできるのかといふことをお示し

資の予算、さきの補正予算でも、私、ここで質問しました。四千億のパッケージの話もしました。そして、今回の本予算でも人への投資に関わる部分がやはり一千億ぐらい入っていると思います。

これを、現状、今、人への投資が幾らで、将来的に一千億、一千億、どこまで伸びしていくのか。これを把握することは予算審議において非常に重要な問題です。

是非、早期にということも、できればデジタルに、いつまでにということは答えてほしいんです。が、少なくとも、大前提、人への投資、総理が考えている人への投資の定義はこうなっていて、そこに今どれだけお金が投じられているのか、ここは早急に明らかにしていただきたい。このことは端的に。

○岸田内閣総理大臣 先ほどから申し上げているような様々な数値については、しっかりと整理をして報告をさせていただきます。

○階委員 それでは、理事会の方に提出を求めます。よろしくお願いします。

○根本委員長 じゃ、理事会で協議を含めて対応したいと思います。

○階委員 それでは、ちょっと私は担当が外れたところなんですが、次に、地方金融機関の問題についてお話をしたいと思います。

被災地に限らず、地方経済の維持発展のためには、中小企業等に運転資金や設備資金を供給する地域金融機関の役割は極めて重要だと考えます。これは資料を見てください。

ところが、日銀が異次元の金融緩和を始めた二〇一二年以降、地銀さんや信金さんの貸出残高は増えてはいるものの、業務粗利益、すなわち、融資など、資金を運用することによって得られた利益はじわじわ減少しているんですね。地域金融機関の経営が悪化しているということです。

その一因となつたのが、日銀が短期の政策金利をマイナスにし、十年の長期金利をゼロ%前後にするイールドカーブコントロールというものを

延々と続いていることだと私は理解しています。このことを、日銀総裁、お認めになるかどうか、端的に結論だけお答えください。

○黒田参考人 この低金利環境というものが地域金融機関経営に様々な経路で影響を及ぼしていることは事実であります。

まず、積極的な金融緩和の下で、我が国経済は緩やかな景気拡大を続けてまいりました。これに一方で、低金利環境の長期化に加え、地域の人口減少などの構造要因から、地域金融機関の基礎的な収益力は低下傾向を続けてきたことは事実であります。そして、日本銀行としては、地域金融機関の経営動向や金融仲介機能の状況について今後とも注意深く点検してまいります。

○階委員 私の質問はシンプルで、今、地域金融機関の利益が減ってきてている、その一因となつているのが日銀の異次元の金融緩和ではないか、こういうことを聞いているわけです。それを認めるか認めないか、そこだけお答えください。

○黒田参考人 先ほどお答えいたしましたとおり、低金利環境が地域金融機関経営に様々な経路で影響を及ぼしていることは事実でありますが、先ほど申し上げたように、こうした積極的な金融緩和の下で、地域金融機関の収益にプラスの影響も及ぼしているわけございまして、一概に……〔階委員いや、だから、トータルで聞いているんです」と呼ぶ〕トータルでも……〔階委員認めないのか」と呼ぶ〕認めません。

○階委員 驚きました。驚きました。皆さん、聞きましたか。二年で物価安定目標二%を達成すると言つて、九年間もだらだらだら金融緩和、中央銀行の総裁としてふさわしいんですか。今の中央銀行を聞いてあきました。これは非常に重要な

答弁だと思います。

しかも、日銀が極めて悪質だとと思うのは、自らの立場から論評をすることがあります。

○岸田内閣総理大臣 当然のことながら、個別の事業者の身近な支え手である地域金融機関が一層貢献していくこと、これは期待されるところであります。そして、地域金融機関、今、厳しい経営環境が続く中で、地域経済に引き続き貢献するため、経営改革を進め、経営基盤の強化に取り組むことが求められています。

そして、御指摘の金融機関の統合再編ですが、これは経営判断に属するものであるとは考えますが、こうした経営改革についての一つの選択肢であります。ただし、これは地域経済への貢献につながるということが重要であると認識をしています。是非、地域経済の成長につながるよう地域金融機関による事業者支援を促していく、こうした環境をつくつていかなければならぬと考えております。

○階委員 合併再編ありきじゃないということはよく伝わりましたけれども、是非これから、これほど厳しい経営環境に日銀によって追い込まれている地域金融機関の今の状況というものをしっかりと把握した上で、金融の方にも、まあ、元々それが、こういったものにはしっかりと頭を巡らせながら政策を考えていくことは重要であると考えます。

○階委員 合併再編ありきじゃないということはよく伝わりましたけれども、是非これから、これほど厳しい経営環境に日銀によって追い込まれている地域金融機関の今の状況といふものをしっかりと把握した上で、金融の方にも、まあ、元々それが、こういったものにはしっかりと頭を巡らせながら政策を考えていくことは重要であると考えます。

○階委員 合併再編ありきじゃないということはよく伝わりましたけれども、是非これから、これほど厳しい経営環境に日銀によって追い込まれている地域金融機関の今の状況といふものをしっかりと把握した上で、金融の方にも、まあ、元々それが、こういったものにはしっかりと頭を巡らせながら政策を考えていくことは重要であると考えます。

さて、地方社会の維持発展のためには、一次産業も極めて重要です。特に、米作りは重要だと考えております。

前回、一月の二十八日でしたか、近藤和也委員の質疑で、米の価格下落を避けるためには、市場にだぶついているお米を政府備蓄米として買った方がいいんじゃないかという質問を近藤さんがされました。それに對して農水大臣の方から、政府

がいいんじゃないかという質問を近藤さんがされました。それに對して農水大臣の方から、政府備蓄米は、不測の事態に備えて一定量の国産米を保有すること目的としているので、そういうことはできないという答弁でした。

しかししながら、コロナ禍や気候変動で、海外から穀物の輸入が困難となる事態も想定されます。

に言わせれば、地方銀行の中央金融機関として役割を担つてほしいということが報道でも伝わっていますけれども、こうした、これらの金融の在り方、新生銀行の経営の在り方、どのようにお考えになるか、御所見をお願いできますでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 当然のことながら、個別の事業者の身近な支え手である地域金融機関が一層貢献していくこと、これは期待されるところであります。そして、地域金融機関、今、厳しい経営環境が続く中で、地域経済に引き続き貢献するため、経営改革を進め、経営基盤の強化に取り組むことが求められています。

そして、御指摘の金融機関の統合再編ですが、これは経営判断に属するものであるとは考えますが、こうした経営改革についての一つの選択肢であります。ただし、これは地域経済への貢献につながるということが重要であると認識をしています。是非、地域経済の成長につながるよう地域金融機関による事業者支援を促していく、こうした環境をつくつていかなければならぬと考えます。

○階委員 合併再編ありきじゃないということはよく伝わりましたけれども、是非これから、これほど厳しい経営環境に日銀によって追い込まれている地域金融機関の今の状況といふものをしっかりと把握した上で、金融の方にも、まあ、元々それが、こういったものにはしっかりと頭を巡らせながら政策を考えしていくことは重要であると考えます。

○階委員 合併再編ありきじゃないということはよく伝わりましたけれども、是非これから、これほど厳しい経営環境に日銀によって追い込まれている地域金融機関の今の状況といふものをしっかりと把握した上で、金融の方にも、まあ、元々それが、こういったものにはしっかりと頭を巡らせながら政策を考えしていくことは重要であると考えます。

さて、地方社会の維持発展のためには、一次産業も極めて重要です。特に、米作りは重要だと考えております。

前回、一月の二十八日でしたか、近藤和也委員の質疑で、米の価格下落を避けるためには、市場にだぶついているお米を政府備蓄米として買った方がいいんじゃないかという質問を近藤さんがされました。それに對して農水大臣の方から、政府

中国などは、そういうことも想定して穀物の買入
れを増やしているようです。加えて、今回、トン
ガの海底火山の千年に一度とも言われる噴火が起
きました。過去には、そういう火山の噴火によつ
て大冷害になつた、そういうときもありました。
まさに今、不測の事態に備えるべきではないで
しょうか。

○岸田内閣総理大臣 総理の所見をお願いします。
政府備蓄米を増やすべき状況だと思いますが

いかなければならぬ、こういつた問題意識はおっしゃるとおりだと思います。
その中で、政府備蓄米の在り方、これをどうするのか。これについては、これは様々な要素が絡みます。法律もあります。その中で考えていくべき課題ではないかと思つております。

を作つても赤字です。そして、お米を作るのを諦めざるを得ないといふ農家さんがたくさんいます。このままでは、田園なき、ただのデジタル過疎地、そういうふうになりかねません。

本当にデジタル田園都市、これをつくりたいの
であれば、田園を守るための方策、これを総理が
積極的にやるべきでしよう。田園を守るために何
をするか、おつしやつてください。

きな存在であります農林水産業、多様な農林水産業が地域経済を支えている、そして、輸出促進やスマート化など、農林水産業の成長のための投資と改革、これを更に進めて、国際競争やあるいは災害にも負けない足腰の強い農林水産業を構築していくしかなければならないと認識しておりますが、御質問の、田園をつくるためにはどういうふうに考えているか、こういったことについては、こうした農業を支えるということと併せて、地方への大きな人の流れ、これもデジタルを通じてしっかりとつくっていく、こういった取組も重要であると思っています。

農村地域に移住する、あるいは二地域居住する、こうしたことによつて、新しい人材がデジタル技術も活用しつつ農業に参加をする、農業と他 の仕事を組み合わせた、いわゆる半農半Xと言わ れるような働き方、これを実現していくとか、農 村景観などの農村の多様な地域資源、これを活用 して、例えば農泊といったような新しい事業を創 設する、こうしたことにつなげていく。こうしたこ ことによつて、具体的に、農村がそれぞれの個性 を生かして活力を取り戻していく、こうしたこと

につながるのではないかと思いません。
こうしたデジタルを活用した取組を進める、デジタル田園都市構想の一つの取組として重要であると認識をしています。こうした活用もしっかりと進めることによって、地方、おつしやるよう、田園都市としてしっかりと個性豊かな発展につなげていきたいと考えております。

総理は、これからも地方の田園を守っていく、
その覚悟はおありかどうか、お答えください。
○岸田内閣総理大臣 当然のことあります。
だからこそ、この今の時代に合った地方創生、

地方の活力 こうしたものへの考え方を改めなければならぬ
いということで一つの提案をさせていただき、多くの皆さんの議論に供させていただいているということです。

皆さんは大変な状況ですから、総理のリーダーシップでこうした農家を助けてあげてください。さて、もう一つ、私が地方の活性化にとって必要なと思うのは、地方でこそ、イノベーションをつくれる最先端の研究開発拠点が重要ではないか。というふうに思ふんですね。

ところが、昨日、私から言わせると、それと逆行するような動きがあつたと思います。

総理が議長である総合科学技術・イノベーション会議で承認された資料から、今お見せしているものは抜粋したものです。これによると、国際草越研究大学、仮称ですけれども、これに選ばれる

には、世界と伍する研究大学となるためのボテンシャルを有する大学である必要があるそうです。この要件を満たす大学、これは地方には存在するというふうに考えておきましょうか。総理、お願ひします。

○岸田内閣総理大臣 もちろん、最先端のこの取組については、地方の大字も含めてしっかりと評価し、支援を行っていくかなければならないと思っています。

御指摘の総合科学技術・イノベーション会議に

おけるパッケージ、御指摘いただいたパッケージであります。これが、こうした大学改革に加えて、地域の中核大学、あるいは特定分野に強みを持つ大学、それぞれの強みを十分に発揮し、社会変革を牽引していくべきである、こうしたことを見定していると思います。

その紙の中にその部分が入っているかどうか分かりませんが、これは、パッケージの中で、今申

し上げた地域の中核大学、特定分野に強みを持つ大学、これに対してもしつかり支援をしていく。これは会議の中で確認し、私も出席して確認しておりますので、これは間違いないところであると

○階委員 今、別の仕組みですと、いふ声もあります。
たけれども、私もそのように事務の方から聞いて
いまして、この資料の一一番下のところに、大学
ファンドからの助成というのがありますね。

今回、大學ファンドというものは十兆円の規模です。今回の本予算の財政投融資の予算の方で約五兆円ぐらいが手当てされて、前回までの分と合わせて、これでトータル十兆円になるわけです。十兆円を運用して、年間三千億円もの運用益を上げて、これを教校に配分するというふうに言つていきました。

教校、具体的には何校ぐらいで、それを割り算すると一校当たり幾らぐらいになるのか、文科大臣、お答えいただけますか。

○末松国務大臣　先生お尋ねになつたお話ですけれども、昨日、会議いろいろな話がありました。

一四

けれども、地方については、今總理が答弁されたところの声が識者からも上がつてございましたので、御報告申し上げます。

金額だけ申し上げたらよろしいでしようか。

(階委員「はい」と呼ぶ) 数百億程度を考えております。(階委員何校ぐらい)と呼ぶ数校ということになりますから、数校は数校でございます。

○階委員 教校ですから、さすがに七、八といいうよりはもうちょっとと低くて、せいぜい五、六校だと思います。そうすると、仮に六校だととしても、

三千割る六で、一校当たり五百億もの巨額の資金が毎年毎年流れるということになるわけですね。そこが、そういうお金毎年消化できる大学つて、やはり巨大な大学であり、そういう大学は地方には余りないんですね。やはり、東京などの都巿部にこういうお金が投じられると、ますます東京に地方の若い優秀な人材が集まつてくる。これまたやはり地方活性化とは逆行するような気がします。

そこで、私は思うんですが、毎年五百億もの資金を供給するのであれば、地方の、大学とは限らず、最先端の研究開発プロジェクトにこのお金を使おうと思います。この見合いで、今

は鈴木財務大臣 私と同じ岩手なので、是非お聞かせしたいと思うんです。

けれども、どうしても財務省が反対して、これは
一歩も前に進んでいないんですよ。今回、これだけの規模の大学ファンドをつくりて、毎年毎年三千億もの巨額の運用益を生み出すのであれば、国際リニアコライダーは、毎年四百億円、この金額があれども造つていけるわけです。
これは財務大臣として進めていただけないでしようか。お願ひします。

○鈴木国務大臣　国際リニアコライダーを誘致する、日本にホストするということにつきましては、階先生とともに、超党派の議員連盟ですつと捲わってきましたことでござります。

しかし、これは一義的に文部科学省の所掌範囲でありまして、私が財務大臣という立場でこれに對して何かするということ、のりを越えることになつてしまつと思います。

そういうことでございますが、何と言つたらいんでしょうか、公務と政務という言い方はおかしいわけですが、財務大臣といふ立場でなく、地方、岩手選出の国會議員として、しっかりと、これからもこの誘致に向けて取り組んでまいりたいと思つております。

○階委員 私は、地元にだけ利益をもたらしたいと思つて政治家をやつておるわけじやないんです。こういう話というのは、今回、福島でも、国が、こういう話というのは、今回、福島でも、國際教育研究拠点を設けて、復興のみならず、これ思つて政策家をやつておるわけじやないんです。世界の課題解決にも貢献する、これも施政方針演説で総理がおつしやつたことです。

こういう拠点を福島や岩手や全国津々浦々に設けて、そのためにこの十兆円ファンドというのを使つてもいいんじやないでしょうか。総理のお考えをお聞かせください。

○岸田内閣総理大臣 まず、地方発で新たな産業を創出する、また日本の成長のエネルギーをしつかりとつくつていく、こうしたことにおいて、最先端の研究開発拠点、これは重要な要素であると認めています。

そして、先ほど来大学の議論が続いていますが、地方における大学等を中心として産官学の連携による研究開発拠点を構築する、このことによつて地域の活性化につなげていく、こうした考え方、仕組み、これは大変重要なことだと思います。

具体的には、大学ファンドを始め、様々な具体的な仕掛けをどう使うか、そして、それが地方にかかる大学を中心とする産官連携の研究開発拠点につながる、こうした取組をしつかり進めなければ期待をしております。

○階委員 地方大学の支援の話、私も聞いていましたけれども、全然支援の規模が違うんですね。それでは、格差が広がる一方ではないか、地方の活

性化にはつながらないんじやないか。ただでさえ東京一極集中、大都市集中が進んでおり、その流れを変えるためには、地方にこそこうした大規模な研究開発拠点を設けるべきではないか、そのように考えますので、是非御検討をお願いします。

さて、残された時間ですけれども、前回の続きで、公文書改ざん事件に関する国賠訴訟、これは赤木さんが起こした国家賠償請求訴訟ですけれども、これについて、請求を認諾しました。國は、ところが、一億一千万、赤木さんに払う、そのお金は我々の税金で払う。そのお金を、本来であれば、責任がある佐川元理財局長に求償すべきなのに、それを行わない。その行わない理由は何かから、故意又は重大な過失がないかのようなお話がありました。

明らかに、改ざんというのは故意がある。これはパネルを御覧になつてください。これは、左側に、赤木さんの裁判の訴状に書かれていた請求の原因です。そして、右側に、今回国が請求を認諾するに至った理由などが書かれておりますけれども、「第一 事案の概要について」のところ、左側に書かれてあるようなことをばほ認めておるというのか、左、右対応して見れば分かるかと思います。ということは、やはり国としても、理財局からの改ざん指示があつたということを申し上げたところでございます。

以上を踏まえますと、国として安全配慮義務を十分尽くせなかつたとしたとしても、重大な過失があるとは考えておらないところでございまして、求償権を有するとは考えていないところでございます。

○階委員 改ざんの指示が亡くなつた理由の一つではあるということは、きちんと書面に書いていますよね。これはお認めになりますよね。改ざんの指示が自殺された理由の一つだということはきちんと書いていますから、これはお認めになられますよ。

○鈴木國務大臣 決裁文書の改ざん等の一連の問題行為は本省理財局の指示により行われたものと認定しております。また、理財局長が方向性を決定づけ、その下で理財局の総務課長が関係者に方針を伝達したものと認定しているとおりであります。

○鈴木國務大臣 正確を期すために、紙を読ませていただきたいと思います。

財務省の調査報告書におきましては、一連の問題行為は本省理財局の指示により行われたものと認定しております。また、理財局長が方向性を決定づけ、その下で理財局の総務課長が関係者に方針を伝達したものと認定しているとおりであります。

○階委員 調査報告書、これはこのパネルの左側にありますけれども、念押しがあつたというような、これまでまた曖昧な書き方ですね。

ちゃんと赤木ファイルには動かぬ証拠が書いていますよ。そして、訴状に書いてもあるわけですよ。

訴状に書いたことを皆さん認められたわけでしょう。認諾して、争わないで、裁判をこれ以上長引かせたくないということで認めたわけでしよう。だったら、故意の指示があつたんだから、それで亡くなつたんだから、求償してくださいよ。結論だけ。

されております。

今回の訴訟において、赤木さんが當時、森友学園案件に係る様々な業務に忙殺をされ、本省から

中、病氣休職、さらには自死に至つたものであることといった事実関係の大筋につきましては、國として争うべき点はないと考えております。

○階委員 指示という言葉をあえて使わず、方向性を決定づけたなんぞまかしていませんけれども、次を見てください。

これ、赤木ファイル、國がようやく、引き延ばしに引き延ばし、国会にも出さなかつた赤木ファイル、ようやく出してきた赤木ファイルに何と書いてあつたか。右側が、その赤木ファイルにあつた赤木さん宛ての理財局の方からのメールの写しです。この下の方に、「局長からの指示により、算文書改ざんにつきましても、赤木さんを含む近畿財務局職員の反発の後、本省理財局幹部と近畿財務局幹部との間で相談がなされまして、結論として、赤木さんを含む統括国有財産管理官の配下の職員の方々にはこれ以上作業に関与させないとされたところでございます。当時、業務負担の軽減等の対応がなされたということを申し上げたところでございます。

以上を踏まえますと、国として安全配慮義務を十分尽くせなかつたとしたとしても、重大な過失があるとは考えておらないところでございまして、求償権を有するとは考えていないところでございます。

○階委員 改ざんの指示が亡くなつた理由の一つではあるということは、きちんと書面に書いていますよね。これはお認めになりますよね。改ざんの指示が自殺された理由の一つだということはきちんと書いていますから、これはお認めになられましたよ。

○階委員 調査報告書、これはこのパネルの左側にありますけれども、念押しがあつたというような、これまでまた曖昧な書き方ですね。

ちゃんと赤木ファイルには動かぬ証拠が書いていますよ。そして、訴状に書いてもあるわけですよ。

訴状に書いたことを皆さん認められたわけでしょう。認諾して、争わないで、裁判をこれ以上長引かせたくないということで認めたわけでしよう。だったら、故意の指示があつたんだから、それで亡くなつたんだから、求償してくださいよ。結論だけ。

○鈴木国務大臣　冒頭申し上げましたとおり、今回この裁判は損害賠償裁判でございまして、そこで争われていたのは、安全配慮義務がしつかりなされていたかどうかということであると理解をしております。

○階委員　いや、全く納得がいきません。

最後に、赤木さんの名譽のために、この一つ前のパネル、「請求の原因」のところで、本件訴訟の目的ということが書かれています。

赤木さんは、お金のためにこの訴訟をやつたわけではありません。

目的は三つ。なぜ亡き俊夫が本件自殺に追い込まれなければならなかつたのか、その原因と結果を明らかにする。第二に、行政上層部の保身と付度を目的とした軽率な判断や指示によつて、現場の職員が苦しみ自殺することが二度とないようになる。第三に、亡き俊夫の遺志に基づき、誰の指示に基づいてどのような改ざんが行われ、その結果、どのようにうなうその答弁が行われたのかについて、公的な場で説明する。

この三つの目的、これを果たしてもらわなければ、この請求が認諾される意味はありません。是非、この点について、改めて証人喚問、そして第三者委員会による再調査を求め、質問を終わります。

○重徳委員　立憲民主党の重徳和彦です。

本日は、サポート役で、本庄知史議員に手伝つていただきまます。柏市、我孫子市の皆さんから選出いただいている議員でございます。よろしくお願いいたします。

○根本委員長　この路 寶徳和彦君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。重徳和彦君。

重徳和彦君、ありがとうございます。

万人を超え、重症者数は八百四人、そして死者が七十人という数となっております。先ほど長妻委員からもありましたが、昨年九月八日、第五波のときのピーク、それが八十九人であります。かなりそこに迫る数のお亡くなりになる方が出てきましたということを強く認識すべきだと思います。

強い危機感を持つ、そして、更にこれから、重症者や死者のピークが遅れてやってくる、そういう見立てもございます。危機管理上、常に最悪の事態を想定すると言われる岸田総理の、その思いのとおりの施策を担つていただく必要があると思います。

総理は、年頭の記者会見などでこうおっしゃっています。陽性判明の当日ないし翌日に連絡を取られ、健康観察や訪問診療を始める体制を取ります、自宅療養者のことですね、自宅療養の。そして、療養開始の翌日までにパルスオキシメーターをお届けするとともに、診断の当日ないし翌日にお届けします、こうおっしゃつきましたが、現在、自宅療養をされている方々に対して、この体制は確立されていますか。

○岸田内閣総理大臣　おっしゃるように、軽症の自宅療養者の方々の増加に対しつかり対応すべきではないということで、健康観察を始め、地域の医療の対応体制、これを構築してきたわけです。

現在どういう状況にあるかという御質問であります。これは、今、短期間で感染者が急増したことによって、保健所等からの電話になかなか応答していただけないケースがある。逆に、先方からの電話がつながりにくくなっている等で、電話連絡に日数がかかっている、こういったケースがあるということは承知をしております。

そういったことから、回線の増加等、様々な取組を国としても支援をさせていただきながら、連絡体制の円滑化に努めているというのが現状であると認識をしております。

いるんだけれども連絡がつかないんだ、それは回線が足りないんだとかいう話なんですが、そもそも、この自宅療養に対する体制、それは別に電話連絡ができる体制のことだけじゃないと思うんです。全体を見て、それは十分足りているんですけど。総理大臣として今年の初めからずっとおしゃつてきました、体制を確立しますと。それに足りていなくて、それがたくさんあるんじゃないですか。○岸田内閣総理大臣　自宅療養の体制については、健康観察、パルスオキシメーターの配付、あるいは経口薬へのアクセス、こうした体制を保健所を通さずともしっかりと構築していく、こうした方針で取り組んできました。そして、対応していただく地方の医療機関についても、一・六万、十一月の全体像に基づく計画を三割上回る、こういった数を確保したこところであります。

こうした体制をいかに起動させるか、機能させしていくのか、これが重要なと思ってます。連絡体制のみならず、全体会がしっかりと機能していく、こうしたことを確認し、自治体とも協力をしていくかと思います。

○重徳委員　私が聞きたいのは、今おっしゃったこと、それは全部整えることが目標ですよ、だけれども、それをちゃんと機能をさせることが重要とか、それを確認するとおっしゃっていますが、その確認ができるのかということを質問させていただいているわけであります。

○後藤国務大臣　体制整備については、今総理からお話をありましたように、全体像で、自宅の療養体制宿泊療養体制も含めて、重篤な方たちの入院との関係も含めて、全体で体制を整えているわけでありますけれども、今、足下のことから言いますと、オミクロン株の感染力が極めて高く、短期間で感染者が急増している中で、電話に応答のない方などもあって、接触に翌日までにできない方がいるということは認識しております。

そのため、今自治体とも至急、個別に協議し

だとか、あるいは電話の増設とか、様々な助言、そしてまた、地方創生臨時交付金等の支援によつて財政的にも支援をしながら、今その確認に基づいて対応をしっかりと行つてゐるというところでございます。

○重徳委員 厚労大臣から、現時点を要するに様々なことができてないことがあるといふことをお認めになりました。今、本当に急速に感染が拡大していることは誰もが認める事実でありますので、この現状認識をきちっとしていただきことがスタートラインだと思つてます。その点は、全體像がどうというかは去年の終わりの話ですから、そのとおりうまくいっていないということ、これをいわばお認めになつたということだと思います。

そして、もう一つ現状確認をしたい。

これは、私がなぜここまでこのことにこだわるかといいますと、やはり、最悪の事態、これは、自宅療養の方々に関して言えば、自宅で医療にかかることなく、入院することなく、そのまま自宅でお亡くなりになる、そういう方々が、去年の八月、九月、いわゆる第五波のときに相当数いらっしゃつたじゃないですか。

今月の厚労省の発表によりますと二百一人という数字が出ておりますが、少なくとも二百一人といふ言い回しで報じられてゐる面もありますが、まず去年の第五波の確認をします。二百二人ですか、それ以上いらつしやるんですけど。

○後藤国務大臣 厚生労働省が道府県を通じまして、八月から九月までの間に自宅療養中に死亡された事例や死後に新型コロナの陽性が判明した事例を調査を行つたところ、二百二件の報告がありました。ただし、八県からまだ報告が来ていません。たゞ、少くとも二百件ということであつて、二百件で全てだということとは言えないと存ります。

また、警察のデータ等もありまして、不審死の検視で発見されたのは、新型コロナウイルス陽性